

資料2

防府市水産総合交流施設
指定管理者募集要項
(案)

令和7年8月

防府市

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定期間	1
4	管理運営に関する経費	1
5	申請資格等	2
6	申請に必要な書類等	3
7	申請に当たっての留意点	4
8	申請書の提出期間等	4
9	面接等	5
10	指定候補者の選定方法及び選定基準	5
11	審査結果の通知等	5
12	指定管理者の指定及び協定の締結	5
13	指定の取消し等	6
14	指定管理者指定スケジュール	6
15	その他	6
16	問合せ先	7

防府市水産総合交流施設指定管理者募集要項

防府市水産総合交流施設（以下「交流施設」という。）について、防府市水産総合交流施設設置及び管理条例（平成25年防府市条例第14号）第15条の規定に基づき、指定管理者制度による管理運営を行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

-
- (1) 名称 防府市水産総合交流施設
 - (2) 所在地 防府市新築地町2番地の3
 - (3) 施設の概要（詳細は別紙「仕様書」による。）
 - ① 多目的スペース（旧卸売市場施設）、店舗（旧事務所）
 - ② 調理加工施設（加工場）
 - ③ 店舗・飲食施設
 - ④ 駐車場
 - ⑤ 駐輪場
 - ⑥ ごみ収集物置
 - ⑦ キヤノピー

2 指定管理者が行う業務

-
- 指定管理者が行う業務は以下のとおりであり、詳細は別紙「仕様書」を参照すること。
- (1) 魚食、水産物の普及及び情報の提供に関すること。
 - (2) 水産物等の展示販売に関すること。
 - (3) 地域の食材を活用した飲食物の提供に関すること。
 - (4) 地域情報・観光情報の提供に関すること。
 - (5) 道路利用者の利便性の向上に関すること。
 - (6) 交流施設の使用の許可に関すること。
 - (7) 交流施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること。
 - (8) 交流施設の維持管理に関すること。
 - (9) その他施設の設置目的を達成するために必要なこと。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 管理運営に関する経費

-
- (1) 利用料金制
 - 利用料金制を採用するため、利用料金は指定管理者の収入とする。
 - (2) 指定管理者への委託料（指定管理料）
 - ① 交流施設の管理運営業務に要する経費に充てるため、市は指定管理者に対し委託料として指定管理料を支払う。
 - ② 指定管理料の額は、申請の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、市と指定管

理者が締結する協定において定める。なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容を踏まえ、毎年度協定を締結して定めるものとする。

- ③ 指定管理料のうち修繕料については、精算するものとする。
- ④ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しない。
- ⑤ 指定管理料は、会計年度ごとに支払う。支払の時期及び方法については、別途協定において定める。

(3) 基準価格（指定管理料の上限額）

- ① 指定管理料の基準価格は、「当該経費の見込額」から「利用料金等の収入見込額」を差し引いた額を基本として算定する。
- ② 指定期間5年の総額は、106,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、これを上限とする（金額については、議会の議決により変動する場合がある。）。
- ③ 指定期間5年の提案価格の総額がこの基準価格の総額を超えた場合は、失格とする。

(4) リスク分担

- ① 指定管理運営業務に関するリスクについては、市と指定管理者の間で分担する。
- ② リスク分担の内容については、市と指定管理者が締結する協定書において定めるが、原則として、別紙「仕様書「別記2」」による。

(5) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理すること。

5 申請資格等

-
- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）
 - (2) 防府市内に本店、支店又は営業所等を有していること。
 - (3) 法人等が次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 国税又は市税を滞納している者
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (7) 次の各号に該当する者が法人等の役員に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (8) 複数の法人等により構成された共同事業体による申請については、次のことに留意する

こと。

- ① 代表団体を定めること。
- ② 共同事業体を構成する団体は、単独で申請できること。
- ③ 複数の共同事業体において、同時に構成団体になれないこと。
- ④ 選定後の協定に関する責任は、構成団体の全てが負うこと。
- ⑤ 代表団体が防府市内に主たる事務所を有していること。
- ⑥ 全ての構成員が前記(3)～(7)の要件に該当すること。

6 申請に必要な書類等

申請書等の様式については、別添「様式集」を参照すること。

(1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）

共同事業体においては代表団体が申請し、共同事業体構成書（第1号様式の2）及び共同事業体協定書兼委任状（第1号様式の3）を添付すること。

(2) 指定管理者指定申請者連絡先（第2号様式）

共同事業体においては代表団体が申請すること。

(3) 資格確認に当たって提出する書類

共同事業体においては、構成員ごとに提出すること。

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 法人の場合、当該法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③ 法人でない団体の場合、役員の名簿（第3号様式）
- ④ 誓約書（第4号様式）
- ⑤ 法人等の概要（様式は任意。法人等の紹介パンフレット可。）
- ⑥ 指定申請の日に属する事業年度の前年度（決算の認定が行われていない場合は、前々年度）における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録。
- ⑦ 印鑑証明書。ただし、法人でない団体の場合は、その代表者の印鑑証明書。
- ⑧ 滞納がないことが確認できる納税証明書（国税【納税証明書その3の3】及び市税【滞納のないことの証明】）。ただし、法人でない団体の場合は、その代表者の当該納税証明書。

(4) 提案書類

- ① 防府市水産総合交流施設事業計画書（第5号様式）
- ② 防府市水産総合交流施設収支予算書（第6号様式）
- ③ 職員配置計画等（第7号様式）
- ④ 事業実績概要書（第8号様式）

(5) 作成に当たっての留意点

- ① 作成書類は原則A4版とし、縦型綴りで申請者名を記入した書類として提出すること。
また、インデックスで書類名を示すこと。
- ② 提出部数 正本1部、副本（複製可）10部。なお、副本の提出が必要な書類は前記6（3）の⑤及び⑥並びに前記6（4）のみとする。

7 申請に当たっての留意点

(1) 費用の負担

申請に関して必要な費用は申請者の負担とする。

(2) 失格の条件

前記「4 管理運営に要する経費(3)③」のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 書類の提出方法、提出先、提出期間、提出部数に適合しないもの
- ② 申請書類の作成様式に示された条件に適合しないもの
- ③ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本件募集事務関係者に、この要項に定められた手法以外の手法により、応募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(3) 提出書類の取扱い

- ① 提出された申請書類は返却しない。
- ② 提出された申請書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しない。
- ③ 提出された申請書類は、指定管理者の選定作業に必要な場合は複製することがある。
- ④ 提出期間終了後における申請書類の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- ⑤ 本要項が求める内容以外の書類については、受理しない。
- ⑥ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

8 申請書の提出期間等

(1) 提出期間

土曜日、日曜日、祝日を除く令和7年8月15日（金）から令和7年9月16日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

※郵送による提出は令和7年9月16日（火）までの消印があるものは有効とする。

※郵送による提出は一般書留又は簡易書留のいずれかによる。

(2) 提出先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所本館5階

防府市産業振興部 農林水産振興課 (TEL0835-25-2134、FAX0835-22-4796)

(3) 質問受付期間

土曜日、日曜日、祝日を除く令和7年8月15日（金）から令和7年8月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。質問は別添「様式集」の第9号様式を用いるものとし、前記8(2)の提出先へFAXすること。なお、提出後は、着信確認のため、前記8(2)の提出先へ電話してください。

※質問及び回答については、9月5日（金）までに申請者に通知するものとし、全ての質問及び回答を市ホームページに掲載するものとする。

なお、当該回答をもって本募集要項は変更されたものとみなす。

(4) 現地説明会

令和7年8月26日（火）午前10時から現地説明会を実施する。

※参加を希望する場合は8月25日（月）午後5時15分までに前記8(2)の提出先へ電話するものとし、参加者がいない場合は実施しない。

9 面接等

- (1) 提出された事業計画書等について、内容確認等のため面接を実施する。
- (2) 面接実施の日時、場所については後日連絡する。
- (3) 面接に参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

10 指定候補者の選定方法及び選定基準

- 指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体から提出のあった事業計画書等について審査し、指定候補者を選定する。
- (1) 資格審査を行った後、選定委員会において事業計画書等の内容を(2)の審査基準に照らして総合的に評価し、指定候補者を選定する。
 - (2) 審査基準及び評価点数(選定委員会委員1人当たりの合計=100点)
 - ① 事業計画書等の内容について、管理運営の基本的事項が適切であること。=15点
 - ② 事業計画書等の内容について、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。=40点
 - ③ 収支予算書等の内容について、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。=20点

なお、提案価格が基準価格の総額を超えた場合は失格とする。

 - ④ 事業計画書等の内容について、管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。=15点
 - ⑤ その他(情報の管理、地域への貢献)=10点

なお、地域とは防府市全域を指すものとする。

11 審査結果の通知等

- (1) 審査結果の通知
指定候補者の選定を行ったときは、その結果を申請者に通知する。
- (2) 審査結果の公表
審査結果については、市ホームページに掲載する。
- (3) 指定候補者との協議
市は選定された指定候補者と管理運営業務の細目を定める協定の締結に向け協議を行う。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定
協議が整った指定候補者については、令和7年12月招集予定の防府市議会定例会における指定議案の議決を経た後に、防府市長が指定管理者として指定する。
指定管理者を指定したときは、その旨を指定候補者に通知するほか、市ホームページに掲載する。
- (2) 指定管理者との協定締結
 - ① 市と指定管理者とは、管理運営業務の細目について協議し、協定を締結する。
 - ② 協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」の2種類とする。

13 指定の取消し等

- (1) 指定管理者が市の指示に従わない場合や、個人情報等の取扱い等、市が定めた業務内容を継続して遂行することができないと認められた場合は、市が是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定期間中であっても地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項に基づき指定を取り消すことができる。この場合、市は防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年防府市条例第27号。以下「指定手続条例」という。）第12条の規定によりその旨を告示する。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になった場合、市は指定の取消しができる。この場合は、市が被った損害を指定管理者が賠償するものとする。
- (3) 災害その他不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すべきことができない事由により管理業務の継続が困難になった場合、その管理業務の継続について協議するものとし、その結果、管理業務の継続が困難であると判断した場合は、市は指定の取消しができる。
- (4) 市が指定を取り消した場合には、指定手続条例第8条ただし書きの規定により、指定管理者は取り消された日から60日以内に、事業報告書、会計報告書及び利用者数等統計資料を作成し市に提出しなければならない。

14 指定管理者指定スケジュール

令和7年 7月28日	第1回指定候補者選定委員会（交流施設の概要説明・現地視察、指定候補者の選定方法、募集要項・仕様書・審査基準の決定）
8月15日	申請書・審査書類の配布、受付開始
8月26日	現地説明会
9月16日	申請書・審査書類の受付終了
10月 下旬	第2回指定候補者選定委員会（指定候補者の選定・面接）
〃	審査結果を申請者へ通知
〃	審査結果の公表（市ホームページ）
12月	指定議案を議会へ提出
令和8年 1月	指定管理者の指定の通知・告示
3月	協定書の締結
4月 1日	新指定管理者による管理の開始

15 その他

- (1) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本の通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された書類は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）に基づく情報公開の対象となる。
- (3) 誤字、脱字、誤植その他の原因により、本募集要項及び仕様書その他公表書類の各条項間等で矛盾が生じている又は誤解を招くおそれがあると考えられる場合は、速やかに本市へ申し出てください。

16 問合せ先

防府市産業振興部 農林水産振興課 林務水産係（担当：種田・小澤）
(TEL 0835-25-2134 FAX 0835-22-4796)